

報告 1

件 名	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正
報告理由等	教育職給料表の改定に伴い、所要の改正をするものである。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正の概要

教育委員会事務局教育政策課

○ 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和 50 年栃木県教育委員会規則第 10 号）

1 改正の趣旨

教育職給料表の改定に伴い、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

教育職給料表の改定に伴い、職務の級及び号給に対応する手当額を定めている別表第 1 及び別表第 2 を改正する。

3 施行期日

公布の日から施行（令和 7（2025）年 4 月 1 日から適用）する。

○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年栃木県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「	3,500	4,200	6,800	を
		3,700	4,400	6,900	
		3,800	4,500	7,100	
		4,000	4,900	7,200	
		4,300	5,100	7,400	
		4,500	5,200	7,500	
		4,700	5,400	7,600	
		4,900	5,500	7,700	
		5,100	5,700	7,900	
		5,300	5,900	8,000	
		5,400	6,000	8,000	
		5,600	6,100	8,000	
		5,700	6,300		
		5,800	6,400		
		6,000	6,600		
		6,100	6,800		
		6,300	6,900		
		6,400	7,000		
		6,500	7,100		
		6,700	7,200		
		6,800	7,300		
		6,900	7,400		
		6,900	7,500		
		7,000	7,500		
		7,200	7,500		
		7,200			
		7,200			
		7,300			
		7,300			
		7,300			
	」				

「	4, 000	4, 900	7, 400	
	4, 300	5, 100	7, 500	
	4, 500	5, 200	7, 600	
	4, 700	5, 400	7, 700	
	4, 900	5, 500	7, 900	
	5, 100	5, 700	8, 000	
	5, 300	5, 900	8, 000	
	5, 400	6, 000	8, 000	
	5, 600	6, 100		
	5, 700	6, 300		
	5, 800	6, 400		
	6, 000	6, 600		
	6, 100	6, 800		
	6, 300	6, 900		
	6, 400	7, 000		
	6, 500	7, 100		
	6, 700	7, 200		
	6, 800	7, 300		
	6, 900	7, 400		
	6, 900	7, 500		
	7, 000	7, 500		
	7, 200	7, 500		
	7, 200			
	7, 200			
	7, 300			
	7, 300			
	7, 300			
」				

に改める。

別表第 2 中	「	3, 500	5, 100	6, 800	を
		3, 700	5, 200	6, 900	
		3, 800	5, 400	7, 100	
		4, 000	5, 500	7, 200	
		4, 300	5, 700	7, 400	
		4, 500	5, 900	7, 500	
		4, 700	6, 000	7, 600	
		4, 900	6, 100	7, 700	
		5, 100	6, 300	7, 900	
		5, 300	6, 400	8, 000	
		5, 400	6, 600	8, 000	
		5, 600	6, 800	8, 000	
		5, 700	6, 900		
		5, 800	7, 000		
		6, 000	7, 100		
		6, 100	7, 200		
		6, 300	7, 300		
		6, 400	7, 400		
		6, 500	7, 500		
		6, 700	7, 500		
		6, 800	7, 500		
		6, 900			
		6, 900			
		7, 000			
		7, 200			
		7, 200			
		7, 200			
		7, 300			
		7, 300			
		7, 300			
	」				

4,000	5,700	7,400
4,300	5,900	7,500
4,500	6,000	7,600
4,700	6,100	7,700
4,900	6,300	7,900
5,100	6,400	8,000
5,300	6,600	8,000
5,400	6,800	8,000
5,600	6,900	
5,700	7,000	
5,800	7,100	
6,000	7,200	
6,100	7,300	
6,300	7,400	
6,400	7,500	
6,500	7,500	
6,700	7,500	
6,800		
6,900		
6,900		
7,000		
7,200		
7,200		
7,200		
7,300		
7,300		
7,300		

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定に基づいて支給された義務教育等教員特別手当は、改正後の規則の規定による義務教育等教員特別手当の内払とみなす。

（教育政策課）